

別表 1 (第 2 条関係)

作業許可を要する行為の基準等

区 分	行 為 の 詳 細	許可をしない場合	備 考
立竹の伐採	立竹を刈り取るにより当該保安林を維持できないおそれのある行為であってササの刈払は含まれない。	当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合	「保安林を維持」とは、木竹が集団して生育している状態を維持することである。
立木の損傷	立木を損ない傷つけることにより立木の生育を阻害するおそれのある行為であり、次に例示する行為はこれに該当しない。 樹幹の外樹皮の剥離（栓皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等） 生長錘等による樹幹のせん孔、ステイプル・針・釘等の打付け、極印の打刻、品等調査のための打突等 枯枝又は葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除（歩道のかぶり取りのための枝の切除、測量的見通しの確保のための枝の切除等） 病虫害の治癒又は樹勢の回復のために行う腐朽部分の切除等 立木からのキノコの採取及び立竹の損傷	当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがある場合	「栓皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等」であっても、内樹皮まで剥離する行為については、「立木の損傷」に該当するものである。また、「歩道のかぶり取りのための枝の切除、測量的見通し確保のための枝の切除等」であっても、葉量を大幅に減少させ又は樹幹を損傷する行為については、「立木の損傷」に該当するものである。なお、「立木からのキノコの採取」は、立木からキノコのみを採取する行為であって、キノコと同時に立木の一部を削ぎ取る行為については、「立木の損傷」に相当するものである。
家畜の放牧	牛、馬、羊などを放し飼いにすることにより立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し若しくは崩壊するおそれのある行為であって家畜の通行及び家畜の一時的な繋留は含まれない。	当該放牧により立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合	「家畜の一時的な繋留」とは、保安林を通行する家畜を休息等のために一時的に繋ぎ止める行為であり、長期間繋ぎ止めることによって表土が踏み固められるような場合は、「家畜の放牧」に該当するものである。
下草、落葉若しくは落枝の採取	下草、落葉又は落枝を選んで拾い取ることにより土壌の生成が阻害され、又は土壌の理化学性が悪化若しくは土壌が流亡するおそれのある行為であり、表土を露出させない範囲の下草、落ち葉又は落枝の収集（数株程度の下草・数枚程度の落葉・数本程度の落枝の収集）、下草の刈払、下草、落葉又は落枝を一時的に除去した後に直ちに復元する行為、キノコ及びタケノコの採取はこれに該当しない。	当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理化学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合	「一時的に除去した後に直ちに復元する行為」とは、例えば、稚樹の発生状況を調査するために下草、落葉又は落枝を短期間除去し、調査終了後に当該除去した下草等を元の場所に戻す行為であり、長期間除去したまま放置され、露出した森林土壌が降雨等によって崩壊・流出するおそれがある場合については、「下草、落葉又は落枝の採取」に該当するものである。なお、「キノコ及びタケノコの採取」であっても、採取後に穴が開いたまま放置される場合には、「土地の形質の変更」に該当するものである。
土石若しくは樹根の採掘	土や岩石を掘って、その中の土石又は樹根を取ること（砂、砂利又は転石の採取を含む。）により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為であり、立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって拾集後の地表が	当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合	

区 分	行 為 の 詳 細	許可をしない場合	備 考
	被覆される程度の土石の拾集（数個程度の石の拾集等）は該当しない。	ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該伐採跡地に造林が実施されることが確実に認められるときを除く。	
開墾その他の土地の形質を変更する行為	土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為であり、立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしないか又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば、杭・測量杭の挿入、基礎・境界標・炭焼窯の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・作業小屋・トイレ・集材路の設置又は改築、人の通行及び車両の通行等）は該当しない。 なお、「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。 鋤物の採掘 宅地の造成 土砂捨てその他物件の堆積 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築 土壌の理化学性及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為	農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新築又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合	「立木の更新又は生育の支障とならず」とは、例えば、植栽本数が3,000本/ha（約1.8m四方に一本の割合）とされている場合に、伐採跡地に2m四方の移動式の物置を置いたままにする行為、又は4m四方の移動式の物置を一時的に置いた後植栽義務の履行までに撤去する行為等であり、当該移動式の物置を放置したままにすることにより、指定施業要件に従って植栽することを妨げる行為については、「土地の形質を変更する行為」に該当するものである。 「掘削又は盛土をしないか又は一時的にした後に直ちに復元する行為」とは、例えば、測量杭を設置するために、表土に短期間穴を開け、測量杭の設置後その穴に元の土を埋め戻す行為であり、長期間穴を明けたまま放置され、当該穴の壁面又は当該穴から一時的に掘り出された土が降雨等によって崩壊・流出するおそれがある場合については、「土地の形質を変更する行為」に該当するものである。 例示されている「杭・測量杭の挿入等」であっても、立木の更新又は生育の支障となるか、掘削又は盛土をするか若しくは一時的にした後に放置される行為は、「土地の形質を変更する行為」に該当するものである。 例示されている行為のうち「設置」とは、移動式のトイレ等を表土を掘削又は盛土せずに置くこと等であり、「改築」とは、既設の作業小屋等を解体し同一の区域内に新しい作業小屋等を建設すること等であり、同一の区域からはみ出す部分がある場合は、「土地の形質を変更する行為」に該当するものである。

注)「許可をしない場合」欄に掲げる事項は、次の場合には適用しない。

- (1) 解除予定保安林において、法第30条又は第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行うものである場合
- (2) 別表3に掲げる場合

別表2（第2条第2項関係）

作業許可を要しない行為

本表のほか、特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う行為については、法第34条第2項本文の規定は適用されない【森林の保健機能の増進に関する特別措置法第8条第2項】。また、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第11条第2項において、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って保安林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、許可があったものとみなすこととされている。

森林法・森林法施行規則		主 な 関 係 法 令 等	
条 項	条 文	法 令 ・ 条 項	条 文 概 要
法第34条 第2項第1号	法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合	森林病虫害等 防除法 第3条	農林水産大臣は、森林病虫害等が異常にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、森林病虫害等が付着している樹木の伐倒等の命令をすることができる。（立木の損傷）
		第5条	都道府県知事は、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、第3条第1項各号に掲げる命令をすることができる。（立木の損傷）
		道路法 第44条第4項	道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
法第34条 第2項第2号	森林所有者等が第49条第1項の許可を受けてする場合	森林法 第49条第1項 （立入調査等）	森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。
法第34条 第2項第3号	第188条第3項の規定に基づいてする場合	森林法 第188条第3項 （立入調査等）	農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。
法第34条 第2項第4号	火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合（同条第9項及び規則第66条に基づく届出を要する。）		
規則第62条 第1号	造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち		
規則第62条 第2号	倒木又は枯死木の損傷		
規則第62条 第3号	こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木の損傷		
規則第63条 第1項第1号	国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはばた山崩壊防止工事を実施するためする場合		
規則第63条 第1項第2号	法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守のためする場合	森林法 第50条第6項 （使用権設定）	第1項の認可を受けた者は、同項の搬出又は設備に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。
		測量法第10、16、17、39条	基本測量、公共測量の障害となる植物等を伐除することができる。（基本測量における測量標の設置を含む。）

		漁業法 第122条	漁業に関する測量、実地調査等のために必要があるときは、知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木竹を伐採し、その他障害物を除去することができる。
		鉱業法 第101条第1項	鉱業に関する測量又は実地調査のために必要があるときは、鉱業権の設定を受けようとする者等は、経済産業大臣の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採することができる。
		国土調査法 第26条 第28条	国土調査を実施する者は、当該国土調査に従事する者に、障害となる植物又は垣、さくその他これらに類するものを伐除させることができる。 国土調査を実施する者は、当該国土調査が行われる土地にある土じょう、砂れき、水又は草木を試験材料として採取収集することができる。
		電気通信事業法 第136条	認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合等やむを得ないときは、総務大臣の許可を受け（緊急の場合は事後の届出）て、その植物を伐採し、又は移植することができる。
		電気事業法 第61条	電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合等やむを得ないときは、経済産業大臣の許可を受け（緊急の場合は事後の届出）て、その植物を伐採し、又は移植することができる。
		ガス事業法 第168条第1項	ガス事業者は、そのガス事業の用に供する導管の設置又は保守を行うため必要があるときは、障害となる植物を伐採し、又は移植することができる。
		自然公園法 第62条第1項	環境大臣等は、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、実地調査等の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させることができる。
		自然環境保全法 第31条第1項	環境大臣等は、実地調査のため必要があるときは、それぞれその職員に、他人の土地に立ち入り、実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させることができる。
		熊本県立自然公園 条例第52条第1項	知事は、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させることができる。
規則第63条 第1項第3号	自家の生活の用に充てるため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合		
規則第63条 第1項第4号	学術研究の目的に供するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合		
規則第63条 第1項第5号	国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところに従い当該国有林の区域内においてする場合		

別表 3（第 2 条第 3 項関係）

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区 分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の施業・管理に必要な施設	(1) 林道（車道幅員が 4 メートル以下のものに限る。）及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。 (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。
2 森林の保健機能の増進に資する施設	保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第 71 号。以下「森林保健機能増進法」という。）第 2 条第 2 項第 2 号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第 5 条の 2 第 1 号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね 30 ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの。 (1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の 10 分の 1 未満の面積であること。 (2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の 及び の条件を満たす土地であること。 土砂の流出・崩壊等の災害が発生するおそれのない土地 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が 15 度未満の土地。植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が 25 度未満の土地 (3) 1 箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして 30 パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には 0.05 ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして 30 パーセント未満の場合には 1.20 ヘクタール未満であること。 (4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は 200 平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は 400 平方メートル未満であること。 (5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50 メートル以上であること。 (6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を

区 分	行為の目的・態様・規模等
	構成する立木の期待平均樹高未満であること。 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね 1.5 メートル未満であること。 (7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅 3 メートル未満であること。 (8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道これに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。
3 森林の有する保安機能を維持・代替する施設	(1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。 (2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合。
4 その他	(1) 上記 1 から 3 までに規定する以外のものであって次に該当する場合。 施設等の幅が 1 メートル未満の線的なものを設置する場合。（例えば、水路、へい、柵等） 変更行為に係る区域の面積が 0.05 ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね 1.5 メートル未満の点的なものを設置する場合。（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等） ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が 50 平方メートル未満であって、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。 (2) その他 一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。 変更行為の期間が原則として 2 年以内のものであること。 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。 区域の面積が 0.2 ヘクタール未満のものであること。 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。 切土又は盛土の高さがおおむね 1.5 メートル未満のものであること。

別表 3 の別紙（第 2 条第 3 項関係）

土地の形質を変更する行為の基準

この基準は、保安林の土地の形質を変更する行為について、その工法（切土、盛土、捨土）の基準を示すものである。（別表 3 において切土又は盛土の高さの定めがあるものを除く。）

1 切 土

- (1) 原則として、階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
- (2) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

この場合において、土砂の場合は 6 分、岩石（軟岩 I A 以上）の場合は 3 分（林道及び林業専用道において軟岩 I A の場合は 6 分）を標準とする。

なお、森林作業道その他の簡易な路網については、次のアからエまでの基準を満たす場合に限り、切土高 1.2m 程度を上限として、直切りにより施工することができる。

ア 直切り施工計画地が、崩壊地、崖錐、地すべり地、断層破碎帯、地層の傾斜が流れ盤、扇状地・沖積錐、谷頭でない地形であること。

イ 立木の根系の支持により、切土を行う地山の安定が損なわれないよう計画されていること。

ウ 湧水がないこと。

エ 地形や土質等を勘案し、直切りにより施工しても切土の法面が安定し、かつ、土砂が流出又は崩壊し保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (3) 土砂の切土高が 10m を超える場合には、原則として高さ 5 ～ 10m 毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置されるなど崩壊防止の措置が講じられること。

- (4) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講じられること。

- (5) 人家、学校、道路等に近接し、切土により生ずる法面の勾配が 30 度（約 1.7 割）より急で、かつ、切土高が 2 m を超える場合は、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられること。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合、硬岩盤である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 土質が下表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

イ 土質が下表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが 5 m 以下のもの。この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

土 質	擁壁等を要しない 勾配の上限	擁壁等を要する勾 配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、 その他これに類するもの	35度	45度

- (6) 切土の法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられること。

2 盛 土

- (1) 必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
(2) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

この場合において、1割5分を標準とするが、自然条件、現場条件に応じた工種工法の選定及びそれに伴う安定計算等を行い、事前に協議をしたものについては、それ以外の勾配（例えば、安定計算により1割2分とする場合等）とすることができる。

なお、林業専用道については、1割2分を標準とし、森林作業道その他の簡易な路網については、概ね1割より緩い勾配（盛土高が2mを超える場合は1割2分程度）とする。

ただし、他法令で基準が規定されている場合は、事前に協議するものとする。

- (3) 盛土高が5mを超える場合には、原則として5m毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置されるなど崩壊防止の措置が講じられること。
(4) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講じられること。
(5) 人家、学校、道路等に近接し、盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1mを超える場合は、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられること。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、この限りでない。
(6) 盛土の法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられること。

3 捨 土

- (1) 土捨て場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨て場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上、設定されるものであること。
(2) 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。
(3) 捨て土の法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられること。

別表 4 (第 3 条関係)

作業許可に係る行為の期間

区 分		行 為 の 期 間	
		指定施業要件として植栽の期間が定められている場合	指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合
立竹の伐採		原則として定められた期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。	行為に着手する時から 2 年以内の期間とする。
土石若しくは樹根の採掘			
立木の損傷		原則として定められた期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。	行為に着手する時から 5 年以内(自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取以外の「立木の損傷」、「落枝の採取」にあっては 2 年以内)の期間とする。
家畜の放牧			
下草、落葉若しくは落枝の採取			
開墾(一時的な農業利用)			
その他の土地の形質を変更する行為	森林の施業・管理に必要な施設(別表 3 の 1)	原則として定められた期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。	行為に着手する時から 5 年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とする。
	森林の保健機能の増進に資する施設(別表 3 の 2)		
	森林の有する保安機能を維持・代替する施設(別表 3 の 3)	原則として定められた期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。	当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。
	その他(別表 3 の 4)		
解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う行為		当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。	

注)「指定施業要件として植栽の期間が定められている場合」において、当該保安林の植栽に係る指定施業要件に次の内容についての記載がある場合は、「指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合」の行為の期間を適用する。

「伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に植栽するものとする。ただし、法第 34 条第 2 項の許可又は森林法施行規則第 63 条第 1 項第 5 号の協議の同意がなされた場合においては、当該許可等がなされた区域において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。」

別表 5 (第 4 条第 1 項関係)

作業許可申請に必要な書類

区 分 申請書類		立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、樹根の採掘、開墾	土石の採掘、施設の設置、物件の堆積その他の土地の形質を変更する行為	当該行為が一次的なもの	森林の施業・管理に必要な施設の設置等			
					林 業 専用道	森 林 作業道	その他の簡易 な路網・索道	防火線 (防火帯)
保安林 (保安施設地区) 内作業許可申請書 [規則様式告示第 16 号・規則第 61 条の申請書の様式]		○	○	○	○	○	○	○
位置図 (1/25,000 又は 1/50,000 地形図に申請箇所を表示したもの)		○	○	○	○	(路線計画図で位置が確認できない場合)	(路線計画図で位置が確認できない場合)	(作業箇所図で位置が確認できない場合)
作業箇所図 (路線計画図) (1/5,000 森林計画図に申請に係る行為の区域等 (計画線形等) を表示したもの。)		○ (実測不要)	○	○	○	(路線計画図で位置が確認できない場合) (実測不要)	(路線計画図で位置が確認できない場合) (実測不要)	○ (実測不要)
本人確認書類 ・法人の場合は登記事項証明書。 ・法人でない団体の場合は、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類。 ・個人の場合は、住民票の写し、個人番号カードの写し、また類するもので氏名及び住所を証する書類。		○	○	○	○	○	○	○
他の行政庁の許可等が必要な時は当該処分に係る申請状況を示した書類								
申請者が当該森林の土地を使用する権利を有することを証する書類 (制度要項第 3 条第 2 項の書類に同じ。ただし、申請者が保安林台帳における森林所有者又は管理者である場合は不要。)								
申請地と隣接する森林の土地所有者と境界の立会いを行ったことを証する書類								
実施計画書 (具体的な行為の内容、設置する施設の位置、規模、構造及び工程等を記載したもの。 (別記第 1 号様式 ~ 別記第 3 号様式))			○	○	○	○	○	○

○: 必ず提出、 : 該当する場合に提出

申請書類	区分	立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、樹根の採取、開墾	土石の採掘、施設の設置、物件の堆積その他の土地の形質を変更する行為					
			森林の施業・管理に必要な施設の設置等					
実施設計図			当該行為が一時的なもの	林道(車道幅員が4m以下のもの)等	林業専用道	森林作業道	その他の簡易な路網・索道	防火線(防火帯)
ア	平面図(1/1,000を標準とする。)		○	○	○			
イ	縦断面図、横断面図(1/100又は1/200を標準とする。)		(横断面図は、標準断面図としても可)	○ (横断面図は、標準断面図としても可)	○ (横断面図は、標準断面図としても可)			
ウ	標準横断面図(標準的な切土及び盛土の断面(法面の高さ、土質別の勾配、地山線等)を表示したもの。)		(切土及び盛土が発生する場合)	(切土及び盛土が発生する場合)		(土工標準図又は標準横断面図のいずれかで可)		
エ	建築物等の図面(標準図：土工標準図、構造標準図)		○	○	○	○ (土工標準図又は標準横断面図のいずれかで可)	(土工標準図)	
オ	溝きよ等構造図(1/500以上)			○	○			
カ	排水処理の方法及び溝きよ等の位置図(常水がある場合)							
土量計算等に関する書類								
ア	土量計算書(土地の形質変更に伴い、切土及び盛土が発生する場合)		(実施計画書の6への記載で可)	(実施計画書の6への記載で可)	(実施計画書の6への記載で可)			
イ	残土処理の方法及び処理場位置図(残土が発生する場合)							
その他知事が必要と認める書類								
ア	事業区域図(地番、地番界、事業区域界、保安林界、申請区域を表示したもの。)		○	○	○			
イ	写真(行為予定地の全景(航空写真可)及び近景写真数枚)	○	○	○	○	○	○	○
ウ	預金残高証明書、資金貸付(融資)証明書等							

主1 表中 の「規則様式告示」は、規則第106条の規定に基づく「森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件」(昭和37年7月2日付け農林省告示第851号)をいう。

主2 解除予定保安林において当該解除に係る事業計画及び代替施設計画に従い行うものについての提出書類は、 の申請書のほか、解除申請(依頼)に係る保安林解除位置図、保安林解除調査地図、事業計画書、代替施設計画書、事業計画図兼代替施設計画図とする。
なお、解除予定保安林において当該解除に係る事業計画及び代替施設計画に従い行うものとは、法第30条又は第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後(法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。)に行うものである。

主3 添付資料 については、以下の場合において添付を省略することができる。
・路網の作設や施設の保守等のため線土又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離を置いて伐採することを明らかにした場合。
・明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合、また立木への標示や林相により境界が明らかなる場合。
・申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人で有る場合や、伐採開始時まで隣接する森林の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合。
ただし、申請者が過去3年間に都道府県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合は、書類の添付の省略を認めないものとする。

別表 6 (第 2 条第 4 項、第 5 条第 2 項関係)

1 作業許可を要しない行為のうち届出の必要なものに係る届出書等

区 分	届 出 書	添付図面等	備 考
法第 34 条第 2 項第 4 号「火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合」	保安林（保安施設地区）内緊急○○○○届出書【規則様式告示第 19 号の規則第 66 条第 1 項の届出書の様式】	別表 5 の 、 、 、 のイ	行為の終わった日から 30 日以内に 1 通を提出しなければならない。【法第 34 条第 9 項、規則第 66 条】
規則第 63 条第 1 項第 3 号、第 4 号「自家の生活の用に充てるため、若しくは学術研究の目的に供するため、下草、落葉又は落枝を採取する場合」	保安林（保安施設地区）内下草、落葉又は落枝の採取届出書【規則様式告示第 17 号の規則第 63 条第 2 項の届出書の様式】	同 上	行為をしようとする日の 2 週間前までに 1 通を提出してしなければならない。【規則第 63 条】

注) 表中 の「規則様式告示」とは、規則第 106 条の規定に基づく「森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件」(昭和 37 年 7 月 2 日付け農林省告示第 851 号)をいう。次の 2 において同じ。

2 作業許可を要する行為の区域の立木を伐採する必要がある場合の取扱い

伐採区分	指定施業要件	立木の伐採に係る許可申請又は届出が必要な場合	伐採許可申請書等の様式
支障木の伐採	皆伐又は択伐のイ、エ及びオについては、禁伐を含む。	規則第 60 条第 1 項関係 ア 作業許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設を改良するため立木を伐採する場合【第 5 号】 イ 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びバイラスであって知事が指定するものを駆除し、又はそのまん延を防止するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合【第 6 号】 ウ 林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため伐採する場合【第 7 号】 エ その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 3 条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行なう場合において、その支障となる立木を除去するため伐採する場合【第 8 号】 オ 道路、鉄道、電線その他これに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため伐採する場合【第 9 号】	保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書【規則様式告示第 15 号の規則第 60 条第 2 項の届出書の様式】 規則第 60 条第 2 項において伐採をしようとする日の 2 週間前までに提出することとされているが、作業許可申請書と併せて提出すること。
皆伐 標準伐 期齢以上	皆伐	法第 34 条第 1 項関係 別表 3 の 4 の(2)に該当する行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域及びその周囲の立木を伐採する必要がある場合（ に該当しないもの）	保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書【規則様式告示第 14 号の規則第 59 条の申請書の様式】 皆伐限度面積の公表後 30 日以内に提出

